

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会以降、全ての定例会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」こととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

令和6年9月17日

石川県金沢市議会議長 喜 多 浩 一